

●利用料減免費

保護者の皆様が毎月支払う利用料について、下記の要件に該当される場合、減免額の一部が市から助成される利用料減免費の補助制度。補助額は児童1人につき4,000円(月額上限)

〔対象要件〕

- (1) 下表のAに該当する方。
- (2) Bに該当し、かつ、Cのいずれかに該当する方。

※複数該当する場合は、全ての要件をご記入下さい。

A	ア 傷病による生活保護受給世帯の児童の保護者 イ 就学援助受給世帯の児童の保護者
---	---

B	ア 母子家庭児童の保護者 イ 父子家庭児童（両親がいない児童を含む）の保護者 ウ 兄弟姉妹が児童クラブに2人以上入所している場合の保護者（この場合、補助対象は2人目以降の分に限りませす。）
C	①児童扶養手当を受けている方 ②特別児童扶養手当を受けている方 ③生活保護の支給を受けている方 ④公的年金または遺族補償を受けている方であって、前年度の所得が児童扶養手当の一部支給停止の所得制限額未満である方 ⑤中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援を受けている方 ⑥小学校就学前の児童について児童手当（特例給付を除く）を受けている方

《長期休暇期間に係る利用料減免の内容》

利用料減免の対象者	減免額（児童1人当たり）
上記減免対象要件の該当者 〔ひとり親家庭の児童 多子世帯の児童 就学援助受給世帯の児童 傷病による生活保護受給世帯の児童〕	長期休暇期間に係る利用料に対して (各季の上限) 春休み 3,000円 夏休み 6,000円 冬休み 2,000円

※裏面もご確認ください。

●障害児受入費

障害児を受け入れるために必要な加配指導員の配置に要する人件費、研修費に対する補助金。

〔対象要件〕

1	療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持している。
2	特別児童扶養手当証書を所持している。
3	小学校の特別支援学級に就学している。
4	医師や児童相談所等公的機関の意見等により、上記1～3と同等の障害を有すると認められる。